

平成30年度 財政健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた公表を要する財政指標は次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育やまちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等(普通会

一般家庭と同様に、地方公共団体の財政運営においても、本来、赤字が生じないようにすべきであり、赤字が生じた場合には十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期の赤字解消が必要となります。

その赤字の程度を示すために、赤字額を税収入や地方交付税等の合計額で示される「財源の規模」と比較した指標が「実質赤字比率」であり、この比率が高くなるほど歳入確保と歳出削減が必要となり、行政サービスが低下してしまいます。

計が分かれているとは言え、例えば一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、地方公共団体としてのその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

そこで、それぞれの会計の赤字額と黒字額を合算して、その地方公共団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、この合算額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「連結実質赤字比率」です。合算額が赤字の場合のみ数値が表示されます。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等とそれ以外のすべての会計の黒字額や赤字額を合算して、地方公共団体全体としての赤字額の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

平成30年度における鏡野町全体の連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が生じておらず、黒字となりました。

一般会計の公債費は、当然、一般会計で支払いしますが、それ以外に公債費に準じるものとして、公営企業会計等の他の会計の公債費に充てるために一般会計から繰り出す経費もあります。こうした公債費に準じる経費も一般会計の公債費に

健全化判断比率

(単位：%)

財政指標	国の基準数値	30年度鏡野町の数値	(参考)29年度数値
(1)実質赤字比率	14.06	—	—
(2)連結実質赤字比率	19.06	—	—
(3)実質公債費比率	25.00	10.0	8.3
(4)将来負担比率	350.00	74.6	72.1
備考	1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、町の各会計において赤字が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、国の基準を1つでも上回る場合は、自主的改善努力が義務付けられます。		

平成30年度における鏡野町一般会計等の実質赤字比率は、実質的な赤字額が生じておらず、黒字となりました。

地方自治体の会計には、一般会計のほかに、料金収入等の特定の収入を主な財源として特定の事業(行政サービス)を実施している公営事業会計(病院、水道、下水道事業会計ほか)など複数の会計があります。会

(3) 実質公債費比率
地方公共団体が政府や市中銀行から借り入れている

借入金(地方債)の返済額(公債費)や、この返済額に準じるものとされる額の大きさを指標化し、過去3カ年の平均値によりその資金繰りの危険度を表すものが「実質公債費比率」です。